

**改定「保育所保育指針」改訂「幼稚園教育要領」
「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」構成一覧**

(平成29年3月31日告示)
(平成30年4月1日施行)

改定 保育所保育指針	改訂 幼保連携型認定こども園教育・保育要領	改訂 幼稚園教育要領
<p>第1章 総則</p> <p>1 保育所保育に関する基本原則</p> <p>(1) 保育所の役割</p> <p>(2) 保育の目標</p> <p>(3) 保育の方法</p> <p>(4) 保育の環境</p> <p>(5) 保育所の社会的責任</p> <p>2 養護に関する基本的事項</p> <p>(1) 養護の理念</p> <p>(2) 養護に関わるねらい及び内容</p> <p>3 保育の計画及び評価</p> <p>(1) 全体的な計画の作成</p> <p>(2) 指導計画の作成</p> <p>(3) 指導計画の展開</p> <p>(4) 保育内容等の評価</p> <p>(5) 評価を踏まえた計画の改善</p> <p>4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項</p> <p>(1) 育みたい資質・能力</p> <p>(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 健康な心と体／自立心／協同性／道徳性・規範意識の芽生え／社会生活との関わり／思考力の芽生え／自然との関わり・生命尊重／数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚／言葉による伝え合い／豊かな感性と表現</p> <p>第2章 保育の内容</p> <p>1 乳児保育に関わるねらい及び内容</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>(2) ねらい及び内容 健やかに伸び伸びと育つ／身近な人と気持ちが通じ合う 身近なものとの関わり感性が育つ</p> <p>(3) 保育の実施に関わる配慮事項</p> <p>2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>(2) ねらい及び内容 健康／人間関係／環境／言葉／表現</p> <p>(3) 保育の実施に関わる配慮事項</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等</p> <p>1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本</p> <p>2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標</p> <p>3 幼保連携型認定こども園における教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 健康な心と体／自立心／協同性／道徳性・規範意識の芽生え／社会生活との関わり／思考力の芽生え／自然との関わり・生命尊重／数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚／言葉による伝え合い／豊かな感性と表現</p> <p>第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等</p> <p>1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等</p> <p>2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価</p> <p>3 特別な配慮を必要とする園児への指導</p> <p>第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項</p> <p>第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項</p> <p>第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容 健やかに伸び伸びと育つ／身近な人と気持ちが通じ合う 身近なものとの関わり感性が育つ</p> <p>第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容 健康／人間関係／環境／言葉／表現</p> <p>第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容 健康／人間関係／環境／言葉／表現</p> <p>第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1 幼稚園教育の基本</p> <p>第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 健康な心と体／自立心／協同性／道徳性・規範意識の芽生え／社会生活との関わり／思考力の芽生え／自然との関わり・生命尊重／数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚／言葉による伝え合い／豊かな感性と表現</p> <p>第3 教育課程の役割と編成等</p> <p>1 教育課程の役割</p> <p>2 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成</p> <p>3 教育課程の編成上の基本的事項</p> <p>4 教育課程の編成上の留意事項</p> <p>5 小学校教育との接続に当たっての留意事項</p> <p>6 全体的な計画の作成</p> <p>第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価</p> <p>1 指導計画の考え方</p> <p>2 指導計画の作成上の基本的事項</p> <p>3 指導計画の作成上の留意事項</p> <p>4 幼児理解に基づいた評価の実施</p> <p>第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導</p> <p>1 障害のある幼児などへの指導</p> <p>2 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応</p> <p>第6 幼稚園運営上の留意事項</p> <p>第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行なう教育活動など</p> <p>第2章 ねらい及び内容 健康／人間関係／環境／言葉／表現</p>

3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

- (1) 基本的事項
 - (2) ねらい及び内容
健康／人間関係／環境／言葉／表現
 - (3) 保育の実施に関わる配慮事項
- ### 4 保育の実施に関して留意すべき事項
- (1) 保育全般に関わる配慮事項
 - (2) 小学校との連携
 - (3) 家庭及び地域社会との連携

第3章 健康及び安全

1 子どもの健康支援

- (1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握
- (2) 健康増進
- (3) 疾病等への対応

2 食育の推進

- (1) 保育所の特性を生かした食育
- (2) 食育の環境の整備等

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

- (1) 環境及び衛生管理
- (2) 事故防止及び安全対策

4 災害への備え

- (1) 施設・設備等の安全確保
- (2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え
- (3) 地域の関係機関等との連携

第4章 子育て支援

1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

- (1) 保育所の特性を生かした子育て支援
- (2) 子育て支援に関して留意すべき事項

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

- (1) 保護者との相互理解
- (2) 保護者の状況に配慮した個別の支援
- (3) 不適切な養護等が疑われる家庭への支援

3 地域の保護者等に対する子育て支援

- (1) 地域に開かれた子育て支援
- (2) 地域の関係機関等との連携

第3章 健康及び安全

第1 健康支援

- 1 健康状態や発育及び発達の状態の把握
- 2 健康増進
- 3 疾病等への対応

第2 食育の推進

第3 環境及び衛生管理並びに安全管理

- 1 環境及び衛生管理
- 2 事故防止及び安全対策

第4 災害への備え

- 1 施設・設備等の安全確保
- 2 災害発生時の対応体制及び避難への備え
- 3 地域の関係機関等との連携

第4章 子育ての支援

第1 子育ての支援全般に関わる事項

第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援

第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

第5章 職員の資質向上

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項
 - (1) 保育所職員に求められる専門性
 - (2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組
- 2 施設長の責務
 - (1) 施設長の責務と専門性の向上
 - (2) 職員の研修機会の確保等
- 3 職員の研修等
 - (1) 職場における研修
 - (2) 外部研修の活用
- 4 研修の実施体制等
 - (1) 体系的な研修計画の作成
 - (2) 組織内での研修成果の活用
 - (3) 研修の実施に関する留意事項

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項